

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市立小中学校学区審議会
- 2 開催日時 平成22年9月30日（木） 午後1時30分から  
午後2時45分まで
- 3 開催場所 水戸市山根市民センター 1階 ホール
- 4 出席した者の氏名
  - (1) 委員 大嶺和彦，本田和夫，高丸知道，加藤光子，小室正己，  
多田厚史，網野かつや，坂口しづ子，中川實，宮本茂
  - (2) 執行機関 鯨岡武，東小川昌夫，菊池宏，増子孝伸，穂山芳延，  
小山忠，柴崎佳子，藤咲一臣，緑川義規
  - (3) その他 なし
- 5 議題及び公開・非公開の別 (1) 学区の変更について（公開）  
(2) その他（公開）
- 6 非公開の理由 なし
- 7 傍聴人の数 6人
- 8 会議資料の名称 平成22年度第2回水戸市立小中学校学区審議会資料  
平成22年第3回水戸市議会定例会陳情文書表（Ⅱ）
- 9 発言の内容 別紙のとおり

## 別紙

### 1 開会

執行機関 本日は、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、\_\_\_委員，\_\_\_委員，\_\_\_委員，\_\_\_委員，\_\_\_委員の5名から、それぞれ所用により欠席との連絡をいただいております。本日の審議会には、15名の委員の皆様のうち、10名の出席がございますので、水戸市立小中学校学区審議会条例第6条第2項の規定によりまして、本日の審議会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、本審議会の議事録作成が必要なことから、議事録作成のための録音をさせていただきたいと思っておりますので、あらかじめ御承知置き願います。

また、本日は、5名の傍聴人が出席しておりますことを御報告いたします。傍聴人につきましては、水戸市附属機関の会議の公開に関する規程により、発言、録音等はできないこととなっておりますので、御了承ください。

それでは、ただいまから第2回水戸市立小中学校学区審議会を開会いたします。

### 2 あいさつ

執行機関 まず初めに、水戸市教育委員会\_\_\_教育長からごあいさつを申し上げます。

執行機関 本日は、御多用の中を御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

9月1日の第1回審議会において、水戸市教育委員会から審議会に対しまして、山根小学区の双葉台小学区への変更について諮問をさせていただき、会長さんを初め、委員の皆様のご貴重な御意見をいただきました。本日は、答申に向けた御協議をお願いする予定でしたが、第1回審議会の後、山根小学校児童の一部保護者から水戸市議会議長に対し、「山根小学校の双葉台小学校への統廃合に関する陳情」が提出されたことから、答申についての御協議の前に、その陳情内容を御報告申し上げ、御意見を賜りたいと考えております。

本市におきましては、水戸市立小中学校の適正配置に向けた取組の中で、水戸市の子どもたちの将来を見据えた、より良い教育環境を整えていくことを最優先に、施策を推進してまいり所存です。委員の皆様には、御指導、御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

執行機関 続きまして、会長からごあいさつをいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

会長 本日は、委員の皆様におかれましては、お忙しいところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、先日の審議会におかれましては、視察と審議会での審議と大変おつかれさまでした。

本日の審議会では答申を予定しておりましたが、陳情書が出されましたことから、陳情内容への御意見を賜りたいと思っております。

それでは、副会長ともども議事進行を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

### 3 議事

執行機関 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

議事進行につきましては、条例第6条第1項の規定によりまして、会長にお願ひいたします。

それでは、会長、よろしくお願ひいたします。

会長 水戸市立小中学校学区審議会条例第6条第1項の規定に従いまして、暫時、議長を務めさせていただきますと思います。

委員の皆様方、御協力の程、よろしくお願ひいたします。

それでは、これより本日の議事に入りますが、その前に、今回の議事録署名人2名につきまして、私の方から指名させていただきます。\_\_\_の\_\_\_委員さんと\_\_\_の\_\_\_委員さんにお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

また、傍聴人につきましては、水戸市附属機関の会議の公開に関する規程により、発言、録音等はできないこととなっております。指示に従っていただきますようお願ひいたします。

議事の(1)諮問事項に対する答申について御審議をいただくわけですが、前回の9月1日の審議会の後、9月3日に山根小学校の保護者4名の方から、「山根小学校の双葉台小学校への統廃合に関する陳情」が水戸市議会議長あて提出されたそうです。その内容について、事務局から御説明願ひます。

執行機関 (説明)

委員 陳情書の内容を読むと、前回での審議会と状況が違うように思います。前回はアンケートを実施した上での地元からの要望との話でしたが、この陳情書ではアンケートを実施していないのではないですか。

執行機関 山根地区自治連合会に確認したところ、全隈地区のみアンケートを実施せず、奉仕作業中の口頭のみでした。他の谷津、木葉下地区では、総会等でアンケートを実施した上で要望書が提出されております。

委員 アンケートと聞いたので、紙媒体だと思っていました。

副会長 署名があったのは、谷津、木葉下だけなのですか。全隈からはないのですか。

執行機関 全限からも署名はあります。ただ、前段のアンケートがありませんでした。

副会長 全限だけがなかったのですか。陳情書を読むと、山根小学校区全体でアンケートが実施されなかったような印象を受けます。

執行機関 2月のアンケートの後、5月に各町内の回覧で署名を集め、6月に要望書を出しています。

委員 確認したいのですが、山根小学校区内の3地区で署名等が行われたのは間違いないのですか。

執行機関 署名自体は集められています。

委員 そもそも、今回の統廃合の話の入口はどこからですか。初めに水戸市の学校の適正配置の基準があり、それを継続的に見た中で統廃合の検討を始めたのですか。どうも一連の流れを見ると、適正配置の基準はありながら、地元からの要望をもとに今回の話に踏み切った印象があります。前回でも申し上げましたが、保護者への説明が大事です。学校教育課としてこれまでの経緯をどう把握し、これからの計画を考えているのか、説明をお願いします。

執行機関 学校の適正配置の基準については、平成20年度から県などからも指針が出ていましたので、平成21年3月に水戸市立小中学校適正配置検討協議会を設けて、答申も受けております。そして、その答申に沿って、水戸市でも複式学級が生じた場合は、その解消に努めるものと市独自の指針を定めました。その後、6月1日付で要望書が提出され、文教福祉委員会に報告し、6月30日に山根小学校児童の保護者13名へ報告をいたしました。それから、8月26日から30日にかけて保護者対象に個別に面談を行いました。統合に関して中には不安のある方もおり、この時点では当審議会等で検討、協議するとしか申し上げられず、時期はいつか、統廃合を実施するか否か等、詳細については回答できませんでした。

会長 複式学級はいつからですか。

執行機関 平成16年度からです。

会長 地区での話し合いは、いつから行われてきたのですか。

執行機関 当時は地元から小学校存続の要望があり、教育委員会も市費で教職員を配置し、複式学級の解消に努めてきました。また、双葉台中学校のバスも山根小学校児童が乗れ

るようにしてきました。

副会長 要望はどこから出ていたのですか。

執行機関 山根地区の児童減少対策協議会からありました。P T Aも同様の考えでした。

副会長 陳情書によれば、水戸市小中学校学区に関する規則第2条に則らない状況が継続していたとあるが、本当なのですか。

執行機関 水戸市小中学校学区に関する規則第2条は同一の学校に通学する居住地域を定めたもので、学校教育法施行令第8条により、帰宅後監督者不在等の申請があれば学校の指定の変更も可能で、山根地区においても同様です。黙認しているわけではありません。

委員 しかし、結果として、こうして陳情書が出されているのですから、取り組みが足りなかった点は真摯に受け止めなければいけません。

会長 陳情書には「仮に統廃合が免れないとしても」とあるように、陳情者の立場に立ってもう一度考えてほしいと思います。

委員 前回の会議で、統合決定後の市の対応として、双葉台小学校との交流等の話がありましたが、保護者の不安を払拭するために、それらの説明がなされていないのではありませんか。この問題の解消のために執行機関はどう考えているのですか。

執行機関 これまで統合が決まっていなかったもので、実際に動けない部分もありましたが、この時期に来まして、また審議会で協議いただいてもおりますので、御説明いたします。まず、山根小学校長、双葉台小中学校長からなる連絡会議を設置したいと思います。また、相談窓口となる担当教員を配置したいと思います。

会長 連絡会議と相談窓口の2つが考えられるわけですね。要望書にもあります「移行措置の詳細な計画内容」も、県内の他市町村に例があるのではないですか。

執行機関 県内他市町村の例を見ましても、やはり連絡会議や相談窓口等が置かれております。

委員 他にも、例えば双葉台小学校の父兄参観に山根小学校の父兄も参加するなど、もっと保護者の不安を解消する努力をしていただきたいと思います。

会長 他に御意見はありますか。移行措置の詳細な計画内容が決まってくると、それに応

じて移行期間も決まってくるのではないのでしょうか。

副会長 山根小学校はこのまま存続しても、来年の児童は7名の予定です。ここまで来ると、もはや学校とは言えません。少人数の長所もあるとは思いますが、それでも限度があります。山根小学校の児童は、小学校入学前はまだ人数の多い幼稚園で集団教育を受けており、小学校のみ手厚い保護を受けている状態です。私も高等学校に勤めていましたが、やはり小規模校の生徒はいじめの対象になりやすい傾向がありました。現在の子どもは、ただでさえコミュニケーション能力に問題があると言われていたのに、少人数ではさらに問題が出てくることでしょう。統廃合に踏み切る入口に多少の問題はあったかもしれませんが、ここまで来ると出口をはっきり決めなければいけません。保護者や児童の不安を取り除くのは大事であり、その点に関しては陳情書の意には沿えますが、時期は遅らせられません。

会長 あまりに人数が少ないのには問題があるでしょう。しかし、陳情書に寄せられた心理も分かります。陳情者からも、統廃合もやむを得ないという意識が読み取れます。その上でどう陳情を汲むかが大事ではないのでしょうか。

委員 執行機関から統廃合を決定しないと動けないと話があったが、出口が見えなくても動ける部分はあると思います。逆に詳細な計画を案として明示しなければ、地域の方の不安も解消されないのではないのでしょうか。

委員 やはり、基準があつて統廃合を始めるのか、地域が納得したから始めるのか、入口の部分に問題があつたと思います。

執行機関 委員の皆様の話をお聞きしますと、保護者の不安を払拭するために具体的な行動に出てもいい気はします。担当課も詳細な計画を立て、説明する準備をしてください。

会長 決定までどのような流れになりますか。

執行機関 教育委員会議会で決定し、その後に議会で条例を改正します。

委員 統廃合の正式な決定が出る前にできることはあると思います。子どものためを第一に考え、決定からその後の対応までお願いします。

委員 陳情書に「在校生と就学希望者、その保護者の声を丹念に拾うこと」とあるのは、意見が拾われていないとの意識があるためではないですか。また、教育委員会にも説明が十分でなかったとのお話がありました。そこを詰めていくのが大事だと思います。

委員 県内では、市町村合併のために学校の統廃合が行われたところがあります。PTA連絡協議会でも、そうした自治体でどのような活動を行ったかの勉強会をしておりますが、どこもかなり丹念に説明をしています。水戸市でもかなり参考になるのではないのでしょうか。

会長 方法を先進地で学ぶのも必要ですね。他に御意見はございますか。

副会長 やはりアンケートを行わずにまとめられては、不満が残るのは当然です。ですから、それらの手続きを省略してしまった全県地区だけでも、今からでもアンケート等を実施し、疑念のあるところは払拭すべきです。そうすればしこりは取れるはずで、保護者の方々の不安も解消されると思います。逆に言えば、初めからそれをしなかったのは、失敗という気はします。

委員 地域の中で十分な話し合いが済んでいなかった印象です。だからこそ、こうした陳情書が上がってきたのではないのでしょうか。

会長 これまでの意見をまとめると、地域の声がよく聞かれていなかった、また署名の取り方にも不満があったということですね。理屈では通っていても、感情的に納得できないところもあります。そこをどう解消していくかがこれからの課題ですね。  
意見がないようでしたら、協議を終わります。

#### 4 閉会

執行機関 慎重な御審議をいただき、ありがとうございました。

第3回の審議会につきまして、改めて通知させていただきますので、今後とも当審議会の運営につきまして御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして第2回水戸市立小中学校学区審議会を閉会といたします。ありがとうございました。